

第1章 岩泉町母子保健計画とは

1 計画の趣旨

当町における母子保健計画は、平成9年度に母子保健法が改定され、母子保健事業が市町村に移譲されたことにより策定されました。次世代を担う子どもが健やかに生まれ育つため、母子保健対策を積極的に推進してきました。また、国においては平成13年から、21世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンとして、「健やか親子21」が掲げられ、平成27年からは「健やか親子21（第2次）」が掲げられ、10年後に目指す姿を「すべての子どもが健やかに育つ社会」と掲げ、すべての国民が同じ水準の母子保健サービスが受けられることを目指しています。この趣旨を踏まえ、本計画も「健やか親子21（第2次）」に沿った内容へと見直しを行いました。

少子化に伴い子育て環境が多様に変化する中で、安心して子どもを産み、子どもがより健やかに育まれるためには、保健、医療、福祉、教育等の連携のもと、切れ目ない母子保健サービスの提供が必要とされています。国の動向や社会情勢の変化に対応し、町民の母子保健に対するニーズを的確に把握し、そのニーズに即した施策を展開するため、新たに「岩泉町母子保健計画」を策定しました。

2 計画の性格

- (1) この計画は、「すこやかで、安心して、いきいきと暮らせるまち」の実現に向け、岩泉町が行う母子保健施策を展開していくうえで基本となります。
- (2) この計画は、母子保健問題を直接対象とするものを広く取り入れています。
- (3) この計画は、社会情勢の変化により、新たな母子保健の問題解決に向けてのニーズが発生した場合には、適切な見直しを行い、内容の改善を図ります。
- (4) この計画は、「母子保健法」「岩泉町未来づくりプラン」「健康いわいずみ21プラン」「岩泉町食育推進計画」「岩泉町子ども・子育て支援事業計画」「岩泉町地域福祉計画」との整合性を保持しています。
- (5) この計画は、岩泉町健康づくり推進協議会の提言を受けて策定しています。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。

また、この計画は、概ね5年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、変更するものとします。

健やか親子 21 (第 2 次)



◎健やか親子 21 (第 2 次) について

21 世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンであり、かつ、関係者、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画です。安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てるための環境づくりという少子化対策としての意義に加え、少子・高齢社会における健康な生活の実現を目指す「健康日本 21」の一翼を担うものです。

～3つの基盤課題と2つの重点課題～

基盤課題 A：切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

基盤課題 B：学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

基盤課題 C：子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

重点課題①：育てにくさを感じる親に寄り添う支援

重点課題②：妊娠期からの児童虐待防止対策